

長崎県土木部所管建設工事地域力保全型一般競争入札試行要領

平成28年 3 月24日 27建企第629号

第1 趣旨

この要領は、長崎県建設工事入札参加者格付要綱（昭和 29 年 11 月 20 日制定。以下「参加者格付要綱」という。）第 2 条ただし書きを適用し、長崎県の上五島地域における長崎県土木部が発注する建設工事に係る入札において、管内業者に受注機会を与え、管内業者の経営の安定及び向上を図り、もって上五島地域の安全安心及び雇用の確保に寄与することを目的とした一般競争入札（以下「地域力保全型一般競争入札」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

第2 用語の定義

（1）上五島地域

上五島支所管内をいう。

（2）建設工事

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。

（3）営業所

建設業法第 3 条第 1 項に定める営業所をいう。

（4）主たる営業所

発注機関の管内に主たる営業所がある建設業者をいう。

ただし、主たる営業所と同等の営業所を含む。

（5）主たる営業所と同等の営業所

「県内業者の営業所の取り扱いについて」（平成 27 年 12 月 22 日付け 27 監第 164 号及び 27 建企第 494 号）の規定に基づき承認された営業所をいう。

（6）受任営業所

長崎県内に主たる営業所を有するもので、上五島地域に入札参加者資格名簿に登録されて 1 年以上を経過した営業所

第3 対象となる建設業者

上五島地域において、参加者格付要綱第 5 条に基づき、主たる営業所がある土木一式工事の A 等級、B 等級に格付された業者及び受任営業所がある土木一式工事の A 等級に格付された業者。

第4 対象となる基本的工事条件

- （1）長崎県土木部所管の建設工事のうち、上五島支所建設部が発注する設計金額 5,000 万円以上 1 億円未満の土木一式工事。
- （2）特殊な技術を要しない建設工事。
- （3）港湾等の海上工事は除く。

第5 地域力保全型一般競争入札での発注

（1）対象工事の選定

発注機関の指名審査委員会において、第 4 に定める基本的工事条件をすべて満たす建設工事の中から、地域力保全型一般競争入札として適当と認める建設工事を選定する。

（2）発注条件

選定した地域力保全型一般競争入札による工事の発注は、以下の考え方によるものとする。

- ① 入札後に競争資格審査を実施する一般競争入札によること。
- ② 参加できる業者は、上五島地域に主たる営業所がある土木一式工事のA等級に格付された業者及び上五島地域に受任営業所がある土木一式工事のA等級に格付された業者と管内に主たる営業所がある土木一式工事のB等級に格付された業者の共同企業体とする。

上五島地域外からは参加できないものとする。

(3) 参加者への通知

公告に地域力保全型一般競争入札による旨の事項を加える。

第6 その他

この要領に定めのないものについては、一般競争入札に係る諸規定及び長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領を適用するものとする。なお「県内業者の営業所の取り扱いについて」は、契約年度の前年度における同様の通知と読み替える。

第7 試行期間

平成28年4月1日以降に入札執行通知する建設工事から当分の間試行する。